

別記様式（第6条関係）

学校開放施設使用許可申請書兼許可書

年 月 日

（宛先）山武市教育委員会教育長

住 所
申 請 者 氏 名
団 体 名

使用学校名			
使用施設名			
使用目的		使用人数	人
使用期間・日時	年 月 日から 年 月 日までの 曜日 午前：午後 時 分 から 午前：午後 時 分まで		
使用学校承認欄	上記の使用について承認します。 年 月 日 学校長		
開放学校施設 管理員	住 所		
	氏 名		電話

上記のとおり許可します。

〔使用条件〕

1. 夜間の使用は、午後10時までとすること（施錠を含む。）。
2. 使用後は、原状に回復して返還すること。
3. 施設に破損を生じた場合は、速やかに使用学校及び教育委員会に報告すること。
4. 使用日に不都合が生じた場合は、速やかに使用学校及び教育委員会に報告すること。
5. その他必要な管理義務を負うこと。
6. 「屋内体育施設使用規定」「屋外運動施設使用規定」を厳守すること。

年 月 日

山武市教育委員会教育長

※ 屋内体育施設使用規定

- (1) 社会教育など、一般社会人等が体育館、武道場等を使用する場合は、事前に許可を取り、使用時間を必ず守って下さい。
- (2) 使用前には、体育館、武道場等を点検し破損がないか、危険物がないかなどを確認してから使用して下さい。(異常があった場合には、使用を中止し速やかに学校及び教育委員会に連絡して下さい。)
- (3) 使用後は、整理整頓に努め、使用備品は必ず元の位置に収納し、後で使用するものに迷惑をかけないようにして下さい。(学校施設であり、子どもが学習する場であることを忘れないようにお願いします。)
- (4) 鍵は使用団体の責任者が責任をもって施錠し、最後に確認をして下さい。
- (5) 電気は節電に心掛け、点灯させた者が責任をもってスイッチを切るようにして下さい。
- (6) 雨天時には、窓が開き放しにならないように、窓の開閉に留意して下さい。
- (7) 体育館、武道場等屋内体育施設内での食事・喫煙は、絶対しないようにお願いします。また、ゴミや吸い殻等は必ず持ち帰って下さい。
- (8) 体調のすぐれない者は、運動に参加させないで下さい。
- (9) 体育館の中では、ゴム底製の上靴履きを使用して下さい。競技の都合上裸足で使用する場合は、床面の状況に特に留意して下さい。
- (10) 事故・破損などが生じた場合は、速やかに学校及び教育委員会に連絡して下さい。
- (11) 使用学校及び教育委員会等が行う行事(入学式・卒業式・各種大会等)や、その他の行事で急遽使用を停止する場合があります。

※ 屋外運動施設使用規定

- (1) 社会教育など、一般社会人等が運動場を使用する場合は、事前に許可を取り、使用時間を必ず守って下さい。
- (2) 使用前には、運動場を点検し破損がないか、危険物がないかなどを確認してから使用して下さい。(異常があった場合には、使用を中止し速やかに学校及び教育委員会に連絡して下さい。)
- (3) 使用時に運動場内の形状を変更した場合には、使用後に原状に戻して下さい。
- (4) 使用後は、グラウンド整備等、整理整頓に努め、使用した備品は必ず元の位置に戻し、後で使用するものに迷惑をかけないようにして下さい。(学校施設であり、子どもが学習する場であることを忘れないようにお願いします。)
- (5) ゴミや吸い殻等は必ず持ち帰って下さい。
- (6) 体調のすぐれない者は、運動に参加させないで下さい。
- (7) 事故・破損などが生じた場合は、速やかに学校及び教育委員会に連絡して下さい。
- (8) 運動場の使用は、日没30分前までに片付けを含め終了して下さい。
(特に冬季の使用時は留意して下さい。)
- (9) 使用学校及び教育委員会等が行う行事(入学式・卒業式・各種大会等)や、その他の行事で急遽使用を停止する場合があります。

異常時連絡先 利用学校(利用申請時に確認)